

中間保管庫の現状報告と今後について

澤内 麻衣

1. はじめに

当館の特色として、中間保管庫としての機能を有していることが挙げられる。この「中間保管庫機能」というものは、「神奈川県行政文書管理規則」に基づき、神奈川県の本庁機関（公安委員会を除く。）が作成した文書のうち、保存期間が10年以上の長期保存文書について、保存期間が5年を経過した後に当館が管理する中間保管庫に引き継がれ、保存期間が満了するまで保存するというものである。

中間保管庫の設置は、所属再編等による文書の散逸の防止、長期保存文書の良い環境下での保存及びスムーズな引渡し業務の実施等を目的としている。

本稿では、中間保管庫の現状と今後の課題について述べていく。

2. 現状

(1) 中間保管庫までの文書の流れ

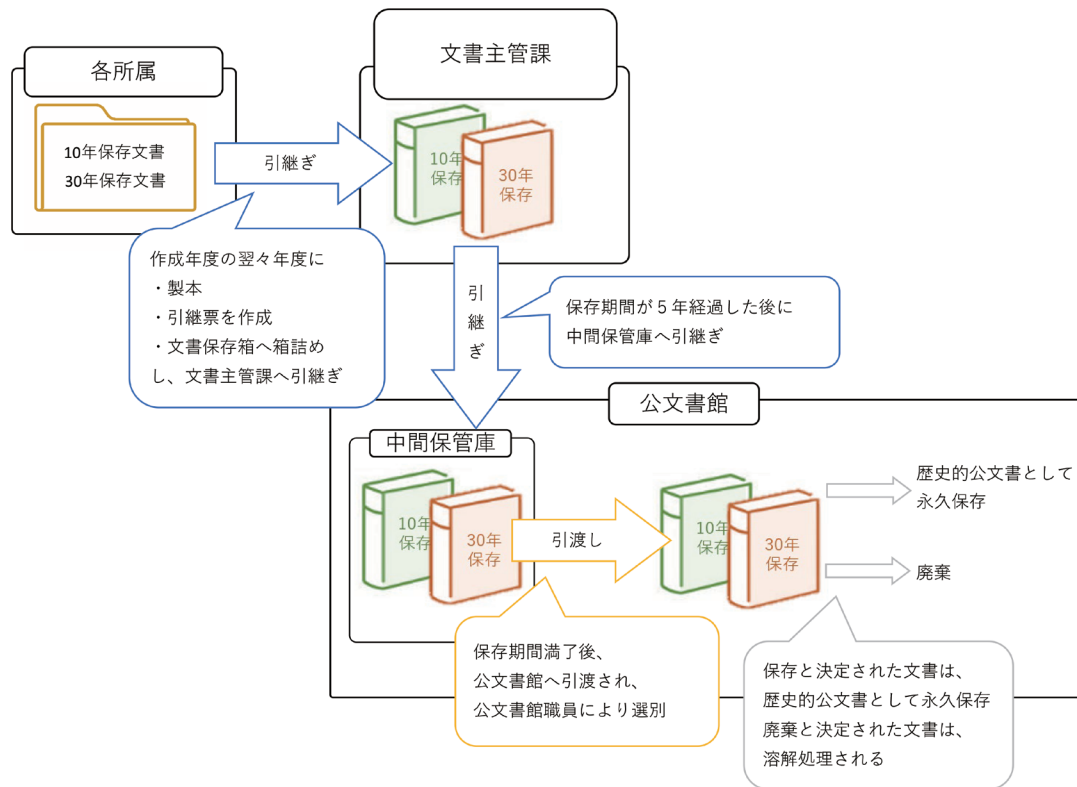
神奈川県では、文書作成から1年間は各所属で保管され、その後知事部局においては文書課へ、教育局においては行政課と、各文書主管課に引き継がれる。3年・5年保存の文書は、保存期間満了までそのまま保存されるが、長期保存文書については、作成から5年経過後に文書主管課から中間保管庫に引き継がれる。

なお、中間保管庫に引き継がれても、保存期間満了前の現用文書のため、各所属が管轄している文書である。公文書館での収蔵資料の閲覧請求の対象文書ではなく、情報公開請求の対象となり、各所属で対応することとなる。

長期保存文書については、「神奈川県行政文書管理規程」において、各所属で製本することが規定されており、いわゆる1冊の本のような形にするこ

ととされている。製本された文書が文書保存箱に箱詰めされた状態で引継ぎを受けるが、中間保管庫内では文書保存箱から取り出し、1冊ずつ書棚に配架している。

【10年・30年保存文書の流れ】



令和4年度末における中間保管庫内文書件数(神奈川県立公文書館年報より)

中間保管庫内文書件数

(令和5年3月31日現在)

部局委員会名	文書件数	30年保存文書	10年保存文書
知事部局	29,214	25,911	3,303
企業局	2,823	2,790	33
教育局	4,592	3,935	657
各局委員会	668	588	80
(独法)病院機構	19	19	0
合計	37,316	33,243	4,073

(2) 所属内での管理

本来なら中間保管庫へ引き継がれるはずの文書であっても、業務の参考にするために長期間の間所属で保管していた文書(引継保留文書)や、キャビネット等に収納したまま、意図せず各所属で保管され続けている文書も多々存在する。そういった文書が執務室の移転やキャビネットの減少等に伴う文書整理によって、一気に中間保管庫へ引き継がれることがある。そうした場合、当館では各所属で保管している文書について把握することが出来ないため、突発的に大量の文書の引継ぎがされ、中間保管庫内の文書が一気に増加することになる。

しかし、その文書の中にはすでに保存期間が満了している文書も少なくないため、中間保管庫で保存されずに引渡しとなるケースもある。

(3) 引渡し冊数と引継ぎ冊数の差の発生

公文書館の書庫は、基本的には資料が増えて埋まっていく一方だが、中間保管庫については、「入ってくる」文書と「出ていく」文書が存在するため、中間保管庫はひっ迫しにくい書庫になっているはずであった。

しかし、引継ぎされてくる(入ってくる)文書が引渡しとなる(出ていく)文書より多くなれば、書庫がひっ迫することとなる。例えば、引継ぎされてくる文書が1,000冊、引渡しの文書が800冊ということが続いていくと、毎年200冊ずつ中間保管庫内の文書が増えていき、書庫がひっ迫することとなる。

近年は新たな県施策の展開などを契機とする本庁所属の組織再編や庁舎移転に伴う執務室の移転等により、過去の文書がまとめて引継ぎされるなど、引き渡される文書より引き継がれる文書が増えることとなった。

(4) 保存期間の延長請求

行政文書管理規則では、「保存期間が満了した行政文書であっても、なおその必要な期間を限り、保存することができる。」と定められており、保存期間の延長が可能となっている。そのため、「神奈川県立公文書館中間保管

庫管理要綱」に基づき、保存期間が満了する前年度末頃に、各所属に対して公文書館への引渡しとするか保存期間を延長するか照会を行っている。

実際に毎年数百冊の延長請求がされており、引き渡されるはずの文書が引渡しとならず、中間保管庫のひっ迫化の一因にもなっていた。延長する理由としては、「事務の参考とするため」といった理由が多いが、実際の利用実績はそう多くないのが実情である。歴史的公文書として保存されることとなれば、県民の方への閲覧に供することもでき、劣化防止対策を図ることもできるため、利用実績がない文書については、引渡しを促している。

直近の事例では、長年延長となっていた約3,000冊の文書について、所属と調整の上引渡しをしてもらい、中間保管庫のひっ迫化を防ぐための対策を行った。

(5) 歴史的公文書の書庫のひっ迫

また、当館が収蔵している歴史的公文書の書庫においてもひっ迫しており、令和4年度時点で行った当館独自の推計上は残り約3～4年で書庫が埋まる想定であった。しかし、歴史的公文書を外部の書庫で保存することは最終手段とし、中間保管庫に保存している現用文書を外部書庫で保存するという判断が下され、現用文書を外部書庫で保存することにより発生した中間保管庫の空いたスペースに、歴史的公文書を保存することで当館収蔵資料を館内で保存するための書庫の延命化を図ることとした。

この結果、令和5年度から新規に中間保管庫へ引き継がれる文書を民間のトランクルームで保存するという、中間保管庫機能の一部を民間委託することとなった。

(6) トランクルームを使用するまで

民間のトランクルームを使用するという判断には至ったが、予算確保のための財政当局との調整は難航した。まずは書庫のひっ迫化について、今後の書庫の空き区画の推計を算出した。推計に際しても、電子化に伴う文書量の

減少や今後引渡しが想定される東京オリンピック・パラリンピック（2020大会）や新型コロナウイルス関連の文書量等、不透明な部分が大きく、推計算出の作業は困難を極めた。

次に、トランクルームを使用することのメリット、デメリットを整理するため、新館建設のための費用や館内の一部を書庫に転用する費用等を算出し、費用対効果の観点からの検討においても、トランクルームを使用することとした判断が誤っていないことを説明した。

トランクルームを使用するにあたって一番の懸念事項は、館内と変わらない保存環境を保つことができるか、ということであり、館内の書庫については、24時間温湿度管理をしているが、トランクルームにおいても一定の温湿度を保つことが求められる。そういった諸条件を精査し、委託の仕様について検討を進めたが、これまで館内の書庫で保存していた水準と同様の保存環境を民間委託で実現させるには、どうしても費用が高くなる上、文書の電子化の推進と逆行するのではないかと、という財政当局との調整は極めて難航した。

しかし当館としては、書庫のひっ迫状況を鑑みると、トランクルームの民間委託は避けられない状況であり、諸条件を再精査することで費用を圧縮し、財政当局の了解を得て委託契約の締結に至った。

3. 今後の課題

(1) トランクルームの使用に対する課題

中間保管庫機能の現状や民間委託の検討について述べてきたが、トランクルームの使用についても課題がある。

まずは費用である。当館内で保存できれば、もちろん費用はかからない（維持管理費は除く）が、トランクルームを使用するためには継続的に費用が発生する。加えて、温湿度管理等の保存環境の質を高めるほど費用も増えることとなり、その水準に委託業者が対応できるか、という課題も発生する。

他にも、トランクルームでは箱単位での管理となるため、どの箱にどの文

書が入っているか判別できるようにしておかなければならない。貸出や閲覧による文書保存箱の取り寄せにも費用がかかるため、「どの箱に対象資料が入っているか分からないため、当該所属の文書保存箱を全部取り寄せる」という無駄な費用の発生を抑えるためである。館内の中間保管庫であれば、所属の職員が実際に来館し、検索することで判別が可能だったが、トランクルームの場合は、トランクルームに行って閲覧するだけでも費用が発生する。トランクルームの所在地が、当館と比較して県庁から遠いことも課題となる。

また、時間的な制約も発生する。貸出の場合、翌日または翌々日での取り寄せとなるため、即日の閲覧には対応できない。閲覧の場合も同様に、委託業者への連絡が必要であるため、急遽当日閲覧するという案件には対応することができない。

加えて、現在の契約は令和5年度から3年契約のため、2年後には委託業者が変更となる可能性もある。その場合には箱の移動費用も発生し、契約更新の度に更なる費用がかかることとなる。

(2) 文書の電子化

神奈川県では、平成30年度から「行政文書管理システム」が稼働し、本格的に電子決裁システムが導入された。中間保管庫には保存期間が5年を経過した文書が引き継がれることから、令和5年度には平成29年度の文書が引き継がれており、今はまだシステムが稼働する前の完全紙文書の時代の文書のみの取扱いである。令和6年度には、行政文書管理システムが稼働した最初の年度の文書が引き継がれることとなるが、今後、そもそも長期保存文書の紙文書は減少していくのか、どれくらいの文書が電子公文書に移行したのかなど、不透明な部分が多い。これから先の電子化の進展が中間保管庫機能にどのような影響を与えるのか、電子化によって中間保管庫機能のあり方がどう変化していくのか、注視していく必要がある。

中間保管庫の現状報告と今後について

中間保管庫機能の民間委託は始まったばかりであり、実務面での課題や改善事項は今後顕在化してくると予想される。神奈川県立公文書館の特色の一つであるとされている中間保管庫機能を今後も維持していくことを念頭に、公文書管理を取り巻く環境の変化に柔軟に対応していく必要があると思われる。

【参考文献】

- ・神奈川県立公文書館『令和4年度 神奈川県立公文書館年報』2023年9月。
- ・寶田陽子「中間保管庫の管理と現状」(『神奈川県立公文書館紀要 第7号』2019年3月)。
- ・畑国和「神奈川県立公文書館の中間保管庫機能」(『アーカイブズ 第20号』国立公文書館、2005年7月)。